

# 耐震診断・耐震設計・耐震改修について

## 耐震性の確保は、居住する人や使用する人の生命や財産を守るうえで重要です

昭和56年6月1日に改正された建築基準法では、地震に対する耐震の基準が強化されましたが、これ以前に建てられた住宅・建築物は、現行の耐震基準を満たさない場合があります。阪神淡路大震災、鳥取県西部地震などの大地震では、耐震性を満たさない住宅・建築物の多くが被害を受けました。

鳥取市では、耐震診断・補強設計・耐震改修について補助金の制度を創設していますので、耐震化に役立ててください。

### 補助の対象（以下の全ての要件を満たすもの）

- 昭和56年5月31日以前に建築済みまたは建築に着手されたもの  
木造一戸建ての住宅は平成12年5月31日以前に建築済みまたは建築に着手されたもの（平成12年6月1日以降に、上階への増築、構造上一体で既存建築物の床面積の20分の1を超える増築を行った場合は対象から除きます）
- 建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの

## 一戸建ての住宅

### 無料耐震診断

#### 対象建築物

- 木造の一戸建て住宅（プレハブ造・ツーバーフォー工法等は対象外、附属家・離れは対象外）
- 2階建て以下
- 延べ面積280㎡以下
- その他の条件、申込方法等は、木造住宅無料耐震診断募集案内をご覧ください。

### 有料耐震診断

#### 対象建築物

- 一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）

#### 補助金の額

- 耐震診断費（表1の区分による補助対象事業費が上限）の3分の2

表1

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	設計図書あり	108,900円	73,000円
	設計図書なし	134,200円	90,000円
非木造	第二次診断法以上の診断法で行うこと	136,000円	91,000円

有料耐震診断の申請と同時に補強設計の申請ができます。

## 耐震設計

### 対象建築物

- ・木造の一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの（評点 Iw が 1.0 未満のもの）（有料診断と同時に申請する場合を除く）

### 補助金の額

- ・耐震設計費（表 2 による補助対象事業費が上限）の 2 分の 1

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値(Iw)が 1.0 以上	320,000 円	160,000 円

### 工事費を安くするために・・・

#### 1 耐震設計は精密診断で行いましょう

一般診断で行う場合と比較して、耐震設計費は高くなりますが、工事費が安く済む場合があります。耐震設計を行う建築士と協議してください。

#### 2 住宅を強くして安く補強する工法（低コスト耐震改修工法）があります

**特徴**・既存の壁や床・天井を壊さず補強できる

- ・外壁撤去を行わず、外部から補強できる
- ・工事費や工期が少なくて済む

**メリット**・少ない費用で安心を得られる

- ・生活にあまり支障を生じることなく工事を行うことができる
- ・あまり手間がかからず、施工期間を短縮できる

鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/262445.htm>）もご覧ください。



鳥取県  
ホームページ

## 耐震改修工事

### 対象建築物

- ・木造の一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）
- ・耐震診断を行い耐震性が不足していると判定されたもの（評点 Iw が 1.0 未満のもの）で、補強設計が完了しているもの

### 補助金の額

- ・耐震改修工事費の 5 分の 4（表 3 の補助金の上限まで）  
令和 2 年度までに補強設計の補助を受けたものについては耐震改修工事費の 23%

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造			1,200,000 円

## 除却工事

### 対象建築物

- ・木造の一戸建ての住宅（プレハブ造は対象外）
- ・耐震診断を行い耐震性が不足していると判定されたもの（評点 Iw が 1.0 未満のもの）又は別に示す「容易な耐震診断調査」により倒壊の危険性があると判断されたもの

### 補助金の額

- ・除却工事費（表 4 の補助対象事業費が上限）の 23%

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造		3,643,000 円	838,000 円

## 一般建築物・共同住宅等

### 耐震診断

#### 対象建築物

- ・一般建築物、共同住宅、長屋

#### 補助金の額

- ・耐震診断費（表5の床面積あたりの上限により算出した額で補助対象事業費が上限）の3分の2

区分	床面積あたりの上限		補助対象事業費	補助金の上限
一般建築物、 共同住宅、長 屋	床面積 1,000 m <sup>2</sup> の部分	3,670 円 / m <sup>2</sup>	300 万円	200 万円
	1,000 m <sup>2</sup> < 床面積 2,000 m <sup>2</sup> の部分	1,570 円 / m <sup>2</sup>		
	2,000 m <sup>2</sup> < 床面積の部分	1,050 円 / m <sup>2</sup>		

### 耐震設計

#### 対象建築物

- ・共同住宅、長屋
- ・耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの（評点 I<sub>w</sub> が 1.0 未満、I<sub>s</sub> が 0.6 未満のもの）

#### 補助金の額

- ・耐震設計費（表6の床面積あたりの上限により算出した額で補助対象事業費が上限）の3分の2

区分	床面積あたりの上限		補助対象事業費	補助金の上限
共同住宅、長 屋	床面積 1,000 m <sup>2</sup> の部分	3,670 円 / m <sup>2</sup>	300 万円	200 万円
	1,000 m <sup>2</sup> < 床面積 2,000 m <sup>2</sup> の部分	1,570 円 / m <sup>2</sup>		
	2,000 m <sup>2</sup> < 床面積の部分	1,050 円 / m <sup>2</sup>		

### 耐震改修工事

#### 対象建築物

- ・共同住宅、長屋
- ・耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの（評点 I<sub>w</sub> が 1.0 未満又は I<sub>s</sub> が 0.6 未満のもの）で、補強設計が完了しているもの

#### 補助金の額

- ・耐震改修工事費（表7の床面積あたりの上限により算出した額で補助対象事業費が上限）の23%

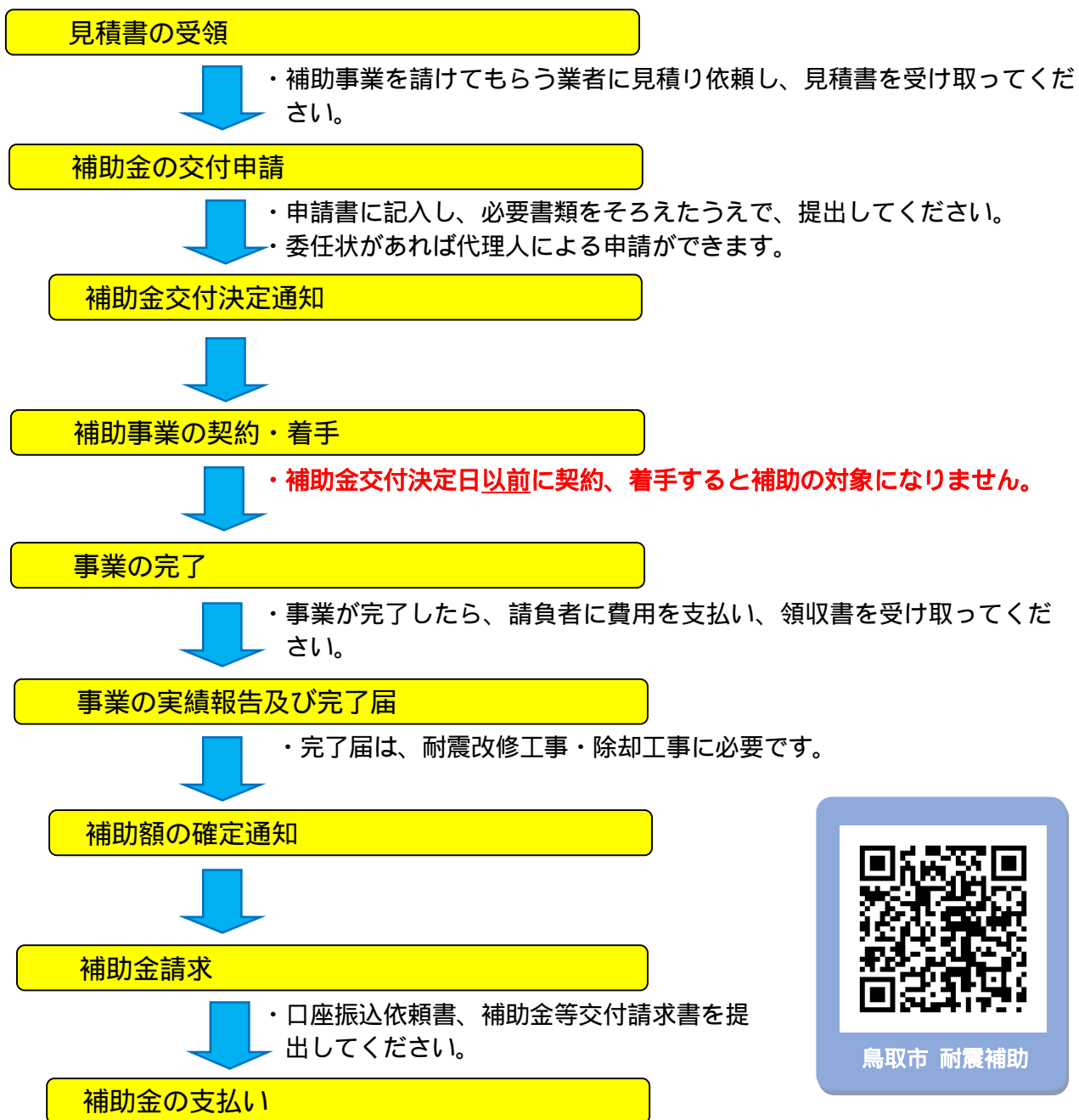
区分	床面積あたりの上限		補助対象事業費	補助金の上限
共同住宅、長 屋	マンション	50,200 円 / m <sup>2</sup>	1,800 万円	414 万円
	マンション 以外	34,100 円 / m <sup>2</sup>		

マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000 m<sup>2</sup>以上、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。

## 補助事業の流れ

申請書の様式は、鳥取市ホームページからダウンロードできます。また、窓口でも配布していますのでお問い合わせください。

補助事業（耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、除却工事）の申請準備から補助金の支払いまでの流れを示しています。申請人が行う部分は番号（～）です。



お問い合わせ先 鳥取市役所都市整備部建築指導課  
鳥取市幸町 71（本庁舎 5 階 51 番窓口）  
TEL 0857 - 30 - 8362